

<令和元年度>

定住促進住宅の入居者募集応募要領

1 申し込み資格

入居の申し込みのできる方は次の条件に適合する方です。

- (1) 自らが居住するために住宅を必要とする方（世帯）
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする中学就学前の者又は配偶者のある方
（入居可能日までに婚姻届の提出ができる予定者を含みます。）
- (3) 国税、地方税等を滞納していない方（世帯）
※申告義務があるにも関わらず申告していない方は申し込みできません。
- (4) 入居又は同居しようとする方が暴力団員でない方
- (5) 確実な連帯保証人がある方（一般用の案内を参照してください。）

2 収入基準

入居の申し込みをした日において、その世帯内で収入のある方全員（パート、アルバイトなどを含む）の過去1年間の所得から表1の控除額を差し引き、12ヶ月で割った額が、別紙部屋一覧表の所得区分表に該当する家賃となります。（中学生以下の子がいる世帯は25,000円）

収入基準の算出のしかた

① 収入を得ている方が1人の場合

ア 給与所得者

$$\frac{\text{給与所得控除後の金額} - \left[\text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(5)の控除金額} \right]}{12\text{ヶ月}}$$

イ 給与所得以外の所得がある方

$$\frac{\text{所得金額} - \left[\text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(5)の控除金額} \right]}{12\text{ヶ月}}$$

② 収入を得ている方が2人以上ある場合

$$\frac{\text{給与所得控除後の金額又は所得金額の合計額} - \left[\text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(5)の控除金額} \right]}{12\text{ヶ月}}$$

※ 仮当選後に、最新の課税証明書や対象期間内（平成30年1月から現在まで）の収入証明書の提出が必要となります。

※ 世帯内に収入を得ている者が2人以上いる場合、2ヶ所以上から収入を得ている場合、別居扶養親族がある場合等についてはお問い合わせください。

表 1 所得控除額

(1)	同居親族または控除対象配偶者若しくは別居扶養親族	38万円
(2)	満70歳以上の扶養親族(老人控除対象配偶者、老人扶養親族)	10万円
(3)	特定扶養親族(満16歳以上23歳未満の扶養親族)	25万円
(4)	障がい者	
	特別障害者(精神障がい1級、身体障害1・2級、療育手帳A)	40万円
	普通障害者(精神障がい2・3級、身体障がい3級以下、療育手帳B)	27万円
(5)	寡婦(夫) 所得が500万円以下で、生計を一にする	
	所得が38万円以下の子がある寡婦(夫)	27万円

※所得が控除金額以下のときはその額